

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第31号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(千葉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 千葉市職員退職手当支給条例(昭和24年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7条の2」を「第7条の2の3」に改める。

第1条中「千葉市職員定数条例(昭和24年千葉市条例第31号)第2条に定める」を「本市に勤務する」に改め、「採用された職員をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「及び常時勤務する臨時職員(以下「職員」という。)」を削る。

第2条第1項中「職員」を「第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの以外の職員のうち、前項に規定する第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの(第7条の2及び第7条の2の2第1項において「継続して勤務する者」という。)は、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部

分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

第3条第2項、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号及び第7号中「第7条の2第10項」を「第7条の2の3第10項」に改める。

第7条の2を第7条の2の3とし、第7条の次に次の2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に定める期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 継続して勤務する者 その者の第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 継続して勤務する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の2の2 第7条第5項第3号に規定する企業職員としての引き続きいた在職期間には、継続して勤務する者に相当する企業職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、企業職員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年千葉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「命ぜられた日」の次に「又は休職の期間の満了により復職する日」を加え、同条第3項中「事故」を「事由」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2

項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年千葉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年千葉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年千葉市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条第1項中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び」を削

り、「者を除く。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下「非常勤職員等」という。）」を削り、同条第2項及び第3項中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改める。

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

（千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 千葉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている

非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの第2条の3第1号中「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」を「非常勤職員の養育する子の1歳到達日」に改め、同条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、「勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（女性職員の分べんに限る。）」を「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第18条に規定する特別休暇（当該非常勤職員が勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）である場合にあっては、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇（女性職員の分べんに限る。））」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「末日の翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加え、「が1歳6箇月に達する日（次条において「1歳6箇月到達日」という。）」を「の1歳6箇月到達日」に改める。

第2条の4中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「末日の翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加える。

第3条第8号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、「更新される」を「更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用される」に改め、「翌日」の次に「又は当該引き続き採用される日」を加える。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条第2号中「非常勤職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」に改める。

第19条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた正規の勤務時間）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第18条に規定する特別休暇（生後1年に達しない子の保育を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第20条第1項中「、職員」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
第10条 千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」を「もの、」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第29条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び」を削り、「臨時職員」の次に

「（常時勤務する者を除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第29条の2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項に規定する職員については、第6条、第8条、第10条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定は、適用しない。

第29条の3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する職員については、第6条、第8条、第10条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、適用しない。

（千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」を「もの、」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第21条の見出し中「非常勤職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び」を削り、「臨時職員」の次に「（常時勤務する者を除く。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第21条の2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給

料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

- 2 前項に規定する職員については、第4条、第5条、第7条、第8条の2、第13条、第13条の2、第15条、第15条の2及び第16条の規定は、適用しない。

第21条の3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

- 2 前項に規定する職員については、第4条、第5条、第7条、第8条の2、第13条の2、第15条及び第15条の2の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第2項及び第3項の改正規定、第4条中外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第3号の改正規定（「条件附採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。）及び第5条中千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第11条第3号の改正規定（「条件附採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項に規定する新条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの以外の職員のうち、同項に規定する新条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するものについて定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例

若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの以外の常時勤務に服することを要しないものの新条例第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

（千葉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 千葉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年千葉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第7条の2第10項」を「第7条の2の3第10項」に改める。